

## 国際連合食糧農業機関(FAO)事務局長メッセージ

### 世界食料デー・テレフード2007年テーマ「食料への権利」

よく言われることですが、この地球は世界の全人口を養うのに十分なだけの食料を生産しています。しかしながら、8億5千4百万人も老若男女が今晚もまたお腹をすかせたまま眠りにつかなければなりません。

今年の世界食料デーのテーマには、「食料への権利」が選ばれました。これは飢えに耐え忍んでいるこのような多くの人々の苦しみに少しでも耳を傾けようというものです。又、このテーマは、飢餓・貧困撲滅の為に、人権が大変重要な役割を果たすという認識が国際社会でも高まっていることの表れでもあります。

1948年に初めて世界人権宣言が確認されて以来、食料への権利は国際的な様々な方策によって強化されてきました。経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約は、世界156カ国が批准し、その法的責務を負っています。

各国の憲法でも食料への権利が言及されることが増加しており、又、法案や規則・戦略等にも、この権利を取り上げるようになってきています。社会プログラムは、食料への権利が要求できる多くの手段が含まれているので、市民が皆この権利を享受しやすく成って来ています。この点においては、情報がカギを握っています。人々は自分達の権利について認識し、どのようにしてその権利を要求できるのか知る必要があります。他方、政府関係者は彼らの責務を十分理解し、どのようにその義務を果たすべきかよく認識していなければいけません。国家が法的義務を負っていますが、社会の全ての構成員 個人・団体・NGOs・その他民間企業等 が、食料への権利については責任があるのです。

飢餓からの解放は、FAO憲章にも記載されている根本的な目標の1つです。1996年の世界食料サミットでは、各国政府首脳が集い、「安全で栄養がある食料へアクセスできる権利と、関連する十分な量の食料が得られる権利や全ての人々が飢餓から解放されるという基本的権利」を再確認しました。また、全人類の食料安全保障のために、この権利の漸進的実現に向けての行動を誓ったのです。

この約束のフォローアップとして、2004年FAO理事会では、国の食料安全保障に関する、食料への権利の積極的実現を支援する自主的ガイドラインを採択しました。

このガイドラインは、政府や市民社会に首尾一貫した政策案を提供することにより、食料への権利の法的認識からその実質的な実現への橋渡しを担うものです。

しかしながらこのような進展にも拘らず、食料への権利の実現には、多くの国や開発政策施行者がまだまだ難問を抱えています。

各国の食料への権利の実現に向けて、食料への権利ガイドラインに基いた政策施行枠組が作成されてきました。世界食料デーは、このように練られてきた政策を実行に移し結果を出すまたとなりチャンスです。加えて、食料への権利のより一層の実現に向けての議論や合意形成にもよい機会です。

食料への権利は、慈善から権利へそのパラダイムを移行させました。全ての人々が十分な食料を安定して得られることを確保することは、単なる道徳的規範や膨大な経済的見返り可能性への投資ばかりではありません。これは、基本的人権の実現なのです。そして、世界にはこの権利を実現させるだけの手段があるのです。

20世紀に生まれたこの約束を、21世紀には現実とすべきなのです。このためにこそ、今日2007年世界食料デーにおいて、全人類にとって食料への権利の実現に向け、私は皆様のご参加・ご協力を呼びかけるものであります。